

## エンゲル係数が 1982 年以来の高水準に

実質賃金アップを政府は声高に言い続けている。物価の値上がりを超える賃金の伸びを期待してのことであるが、物価の伸びはある程度のところまで来ている。

一方、賃金の伸びはそうはいかない。特に全体の70%を占める中小企業の苦労が目立つ。

やむを得ず上げていくが、とても大手企業のようにはいかない。

これは大手と中小の下請け構造による影響もあり、すぐには解決できるものではない。

実質賃金の伸びが追いつかないとしたら、どう したら良いか。いま特に苦しんでいるのは社会保 険料の大きな増額である。

この社会保険料の増額は、所得税、他の負担を 越え家計を圧迫し続けている。これは高齢化、人口 減少により致し方ない点もあるが、何とかしなけれ ばと思う。

(※財務省公表の国民所得比の"社会保障負担率" は 1970 年当時 5.4%でしたが 2024 年現在では 18.4%まで上昇しています。)

例えば、「社会保険加入者を増やす」とか「医療費の増大を食い止める」なども必要かもしれないが、 それに加えて効率的な運用によってもカバーできないものか。このままではパンクしてしまう。管轄省 庁と負担者の両方の意識改革も必要だろう。

あらゆる家計支出の見直しも必要だろう。例えば それは避けがたい支出ですか?それとも便利支出 ですか?もしくは遊興娯楽費ですか?日ごろから 気を付けておきたい。

企業も同じことで、これからもっと支出の中身を 見直すべきだろう。無駄を削って収入に見合った支 出に限定されていくでしょう。それでないとニッポ ンの国は持たない。もっと大変なのは、さらなる二 極分化です。富める者は富み、貧しき者はより貧し くなってしまいます。

二極化に戸惑う中間層。穏やかで人並みの生活 を得るために、激しい新たな戦いが進んでいるよう にも感じます。

(字久田 進治)

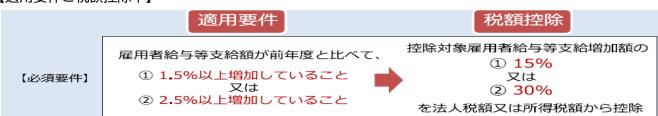
## 賃上げ促進税制について

、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きを より多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されています。ここでは中小企業者向けの賃 、上げ促進税制についてご紹介します。

### 【賃上げ促進税制とは】

中小企業者等が、当年度において前年度より給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税か ら税額控除できる制度です。税額控除の額は法人税の 20%が上限となります。なお、役員やその親族等の給与 は対象外です。

### 【適用要件と税額控除率】



上記にプラスして、教育訓練費の額を一定額増加した企業には控除率の上乗せ措置があります。

くさらに、令和6年4月1日から開始する事業年度(事業年度1年の場合、令和7年3月期決算)の企業からは、 厚労省が認定する女性活躍・子育て支援の認定を受けた場合の上乗せ措置があり、上乗せ要件を全て満たすと、 最大45%の控除率になります。

また、令和6年4月1日から開始する事業年度からは、当年度において、控除しきれない額がある場合、5年間● ・の繰越しが可能になります(一定の明細書の提出が必要)。

#### 繰越控除措置のイメージ 令和6年度 令和9年度 令和8年度 (赤字) (里字) (赤字) ※令和11年度の繰越控除額 法人税額 法人税額 法人税額 については令和10年度の未 控除額によって決まります 1.500 O O ⇒控除上限額 = 300 賃上げ額 (法人税額の20%) 1,500 (前年度から 2.5%以上增加) ⇒税額控除額=450 未控除額450のうち、 控除上限額 (賃上げ額の30%) までの300を令和9年度で控除 控除上限額を超過する150を翌年 度以降に繰越し 税額控除額450を 税額控除額450を 翌年度以降に繰越し 翌年度以降に繰越し 繰越し 未控除額 150 未控除額 税額控除 450 なし 法人税 繰越控除額 控除上限額 繰越控除額 300 300 150 繰越し※3

詳しくは、宇久田会計担当者までご連絡ください。 (業務支援事業班)



# 事務所フロアを増床・改装しました!







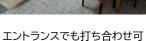
新たに8Fを増床し、このフロアは会議室スペースとなりました。 3 つのお部屋と、エントランスには2 つのテーブルを用意しました。



3 つのお部屋それぞれに エアコン完備しています



念願の女性専用トイレ







ゆったりソファ室も

所内研修も 8F で実施



南側ベランダからは

江の島と富士山も見えます

手狭になっていた 6F は執務スペースとなりました。 特にセキュリティ対策を強化し、防犯カメラとセキュリティドアも導入しました。







防犯カメラは 暗くてもバッチリ撮れます



洗面台が付きました

6F は男女共用トイレです

大切な理念は改装後も健在



堅牢なドアになりました

工事期間中はお客様にもご不便をおかけしました。施工業者の皆様、年末年始の作業ありがとうございました。 お客様にとって訪ねやすいオフィスを、そして従業員にとって働きやすいオフィスを目指します。(とらい&GROW係)





# 最近の一枚



寒仕込みお味噌作り 大豆を洗い、一晩吸水させて から煮あげます。 よく混ぜた塩と麹をつぶした 煮豆とよく混ぜ合わせ、発酵・ 熟成させていきます。







我が家の恒例の冬の行事です。 冬の寒い時期の仕込みは、発酵 がゆっくり進み、美味しく熟成す ると言われています。 勢成期間は約10ヵ月です。

熟成期間は約 10 カ月です。 今年も美味しいお味噌ができま すように・・・

(渡邉 朋子)

## 【ご紹介】在津紀元さん&瀧田一信さんの個展が開催中です

弊所も協賛しているレディオ湘南の音楽番組「ざいつきげんの音楽鍋」のパーソナリティでもある在津紀元 さんですが、フォトグラファーの瀧田一信さんと共に写真展を開催されています。

期間は2月11日(火)から3月30日(日)まで。

場所は珈琲豆専門店イーストさん(本鵠沼3の12の29)です。

月・水曜、祝日の翌日は定休で、各日午前11時30分から午後6時まで。









所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。 発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ 〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892





毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1 日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

